

# さかき福祉医療費サポート資金貸付制度

病気になった際に、早期に適切な医療機関での受診と医療費の家計への負担軽減を図るため、医療費の一部負担金（窓口支払分）に充てる資金を、申請によりあらかじめ貸付する制度を創設しました。

## 対象者

- ・坂城町福祉医療費受給資格対象者[受給者証の交付を受けている方]（子ども（18歳に到達した以降の年度末まで）、障がい者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子）

## 貸付金額

- ・9,000円（1回あたり）

## 貸付期間

- ・貸付を受けた日から12ヶ月

## 返済方法

- ・貸付を受けた際に受領委任（停止条件付相殺契約）を町と締結し、福祉医療費給付金を貸付金の返済に充当

## 再貸付

- ・貸付金の返済が終了後、新たな貸付が可能

## 利用申請

- ・「さかき福祉医療費サポート資金貸付申請書」に、関係書類を添えて、福祉健康課福祉係に申請してください。

## 申請方法

- ・申請に必要なものは次のとおりです。

### （1）申請者本人が来庁される場合

- ① 「さかき福祉医療費サポート資金貸付申請書（様式第1号）」
- ② 「停止条件付相殺契約申込書（様式第3号）」
- ③ 「さかき福祉医療費サポート資金借用書（様式第4号）」
- ④ 福祉医療費受給者証の写し
- ⑤ 認印
- ⑥ 健康保険証（受給資格者のもの）
- ⑦ 福祉医療費振込口座（ゆうちょ銀行の場合は、通帳をご持参ください）
- ⑧ 本人確認できる身分証明書（申請される方の身分証明書、運転免許証・保険証等）

### （2）申請者本人が来庁できない場合（代理人が来庁される場合）

- ①～⑧に加えて
- ⑨ 代理人の認印
- ⑩ 代理人の身分証明書
- ⑪ 委任状（本人の署名・押印されたもの）

## 利用の流れ

- ① 貸付希望者は、さかき福祉医療費サポート資金貸付申請書（様式第1号）及び停止条件付相殺契約申込書（様式第3号）、さかき福祉医療費サポート資金借用書（様式第4号）を町に提出し、町に申請
- ② 町において審査し、さかき福祉医療費サポート資金貸付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知（貸付の可否を決定）
- ③ 貸付の決定の通知を受けた申請者の指定口座に貸付金を振り込み
- ④ 申請者は医療機関において受診
- ⑤ 貸付期間終了後返済  
（貸付金額の残高が1年間の福祉医療費給付金額を上回っていた場合）

## その他

- 貸付金の返済が終了した時点で、返済が終了した旨の通知を送付します。
- 高額療養費、付加金が発生した場合には、高額療養費等の受給の有無にかかわらず、その金額を控除した金額を福祉医療費とします。
- 貸付金の返済（福祉医療費給付金の充当）につきましては、貸付後、町の事務処理作業が可能な範囲内で直近の給付金の支払いから充当させていただきます。

※おおむね毎月 15 日までの貸付については、当月分の福祉医療費給付金の支払いから充当させていただきます。